



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係るお知らせ

平成26年7月14日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき（仮称）はるひ野1街区住宅開発事業に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	所在地：大阪市北区大淀中一丁目1番88号 名称：積水ハウス株式会社 代表者：代表取締役社長 阿部 俊則
	指定開発行為の名称	（仮称）はるひ野1街区住宅開発事業
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 住宅団地の新設（第3種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区はるひ野5丁目29番
	指定開発行為の目的	戸建住宅の建設
	指定開発行為の内容	区域面積：約23,259㎡（第一種低層住居専用地域） 延べ面積：約9,322㎡
	指定開発行為の施行期間	着工予定：平成26年12月 完了予定：平成28年10月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成26年7月14日（月）から 平成26年7月28日（月）まで 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。ただし、麻生区役所では第4土曜日の午前中も縦覧を行います。 時間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて標記条例見解書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所	川崎市：麻生区役所及び本庁（環境局環境評価室） 稲城市：若葉台出張所及び稲城市役所（市民部環境課） 多摩市：多摩市役所（環境部環境政策課）
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156